廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)	マ第三百号)(抄) (傍線の部分は改正部分)
改正案	現
目次	目次
第一章 総則 (第一条 - 第二条の五)	第一章 総則 (第一条 -第二条の四)
第二章 一般廃棄物 (第三条 - 第五条の七)	第二章 一般廃棄物 (第三条 -第五条の七)
第三章 産業廃棄物 (第六条 -第七条の四)	第三章 産業廃棄物 (第六条 -第七条の四)
第四章 廃棄物処理センター (第八条 - 第十三条)	第四章 廃棄物処理センター (第八条 第十三条)
第五章 雑則(第十四条 - 第二十四条)	第五章(雑則(第十四条」第二十四条)
M 則	附則
(特別管理産業廃棄物)	(特別管理産業廃棄物)
第二条の四 法第二条第五項 (ダイオキシン類対策特別措置法	第二条の四 法第二条第五項 (ダイオキシン類対策特別措置法
第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含	第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含
む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。	む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。
五 特定有害産業廃棄物 (次に掲げる廃棄物をいう。以下同	五 特定有害産業廃棄物 (次に掲げる廃棄物をいう。以下同
υ°)	じ。)
イ~へ (略)	イ~へ (略)
ト 第二条第十二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生	ト 第二条第十二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生

る廃棄物の焼却に伴つて生じたばいじんであつて集じんじたものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げ

る廃棄物の焼却に伴つて生じたばいじんであつて集じんじたものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げ

る基準に適合しないものに限る。) ので定める基準に適合しないものに限る。) であつて水銀又はその化合物を含むもの(環境省令で定める。) であつて水銀又はその化合物を含むもの(環境省別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限いしん」という。) (国内において生じたものにあつては、別表第三条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじんという。) (国内において生じたものにあつては、別では、第三条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじた。) (国内において生じたものに限る。)

チーン (略)

六~十一 (略)

廃棄物処理施設整備事業)

とおりとする。 第二条の五 法第五条の三第一項の政令で定める事業は、次の

により行う廃棄物の処理施設の整備に関する事業法(昭和五十六年法律第七十六号)第十九条第二号の規定三 広域臨海環境整備センターが広域臨海環境整備センター

基準に適合しないものに限る。) たいう。) (国内において生じたものに限る。) であつて水銀又はその化合物を含むもの(環境省令で定める表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。) (国内において生じたものにあつては、別いる。) (国内において生じたものにあつては、別において生じたものに限る。) (国内において生じたものにあっては、別が、次条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじんが、次条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじんが、次条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじんが、次条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじんが、次条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじんが、次条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじんが、次条第三号及び別表第一を除き、以下「ばいじんが、次条第三号及び別表す。)

チ〜ン (略)

六~十一 (略)

法律第六十五号) 棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年 法 ニル廃棄物をいう。 行うポリ塩化ビフェニル廃棄物 日本環境安全事業株式会社が日本環境安全事 (平成十五年法律第四十四号)第一条第一 第二条第 の処理施設の整備に関する事業 項に規定するポリ塩化ビフェ (ポリ 塩化ビフェニル 項の規定によ 業株 式 会社 廃

定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業としてする法律 (平成十一年法律第百十七号) 第二条第五項に規五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関

掲げる事業と一体となつてその効果を増大させるもの、一、前各号に掲げる事業に附帯する事業であつて、前各号に

行う廃棄物の

処理施設の

整備に関する事業

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

委託する場合の基準は、次のとおりとする。の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物

一~八 (略)

こと。 した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次による人のでする広域処理場を除く。)が当該処分又は再生を委託再生の場所(広域臨海環境整備センター法第二条第一項に不 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は

イ・ロ (略)

般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準

委託する場合の基準は、次のとおりとする。の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に第四条(法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物

一~八 (略)

九 **<** の 法律第七十六号) 第二条第一 再生の場所 区域内にあるときは、 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の が当該処分又は再生を委託した市 略) (広域 臨海環境整備センター 次によること。 項に規定する広域処理場を除 町 法 (昭和 村 以 外 処分又は の 五 市 町 村

第 第四条の五 うほ ڼ 八条のニ センターが法第十五条の六の規定により市町村の 法、 **令** による水面埋立てを行うものに限る。 委託を受けて建設する一般廃棄物の最終処分場(一般廃棄物 一 八 法令は、 (財産の管理及び処分) <u>}</u> (法第七条第三項第四号八の生活環境の保全を目的とする法 特別措置法 か、 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する 法その他)に係る財産の管理及び処分に関しては、 (略) (略) 次に掲げる事項 次のとおりとする。 法第七条第三項第四号八に規定する政令で定める の関係法律及びこれらに基づく命令の規定に従 に配慮して適切に行うものとする。 以下この章において同 公有水面埋立 第 第四条の五 に限る。 八条の二 **令** 処分に関しては、公有水面埋立法、 棄物の最終処分場(一般廃棄物による水面埋立てを行うもの 廃棄物処理センター(以下「 慮して適切に行うものとする。 五条の六の規定により市町村の委託を受けて建設する一般廃 法令は、 これらに基づく命令の規定に従うほか、 (法第七条第三項第四号八の生活環境の保全を目的とする法 財産の管理及び処分) 特別措置法 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する 以下この章において同じ。 (略) 次のとおりとする。 (略) 法第十五条の五第一 法第七条第三項第四号八に規定する政令で定める (平成十三年法律第六十五号) センター」という。)が法第十 項の規定による指定を受け 法その他の関係法律及び)に係る財産の管理及び 次に掲げる事 項 に配